香川高等専門学校教員選考規程

令和２年４月１日制定

（趣旨）

第１条　香川高等専門学校人事委員会規程（平成 21 年 10 月 1 日制定）第１１条の規定に基づき，香川高等専門学校（以下「本校」という。）の教員の選考は，独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（平成 16 年機構規則第６号）及び高等専門学校設置基準（昭和 36 年 8 月 30 日文部省令第 23 号）（以下「設置基準」という。）によるもののほか，この規程に定めるところによるものとする。

（定義）

第２条　この規程において「教員」とは，本校において，主に教育，研究の業務に従事する教授，准教授，講師（常時勤務する者に限る。），助教，助手をいう。

２　この規程において「選考」とは，教員の定員増又は退職等による欠員補充のため，教員の採用，昇任又は配置換のために行われる選考をいう。

（教授の資格）

第３条　教授となることのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一　博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

二　学位規則（昭和２８年文部省令第９号）第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し，当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者

三　大学又は高等専門学校において教授,准教授又は基幹教員としての講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

四　学校，研究所，試験所，調査所等に在職し，教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し，技術に関する業務についての実績を有する者

五　特定の分野について，特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第４条　准教授となることのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者と

する。

一　前条各号のいずれかに該当する者

二　大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

三　修士の学位又は学位規則第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

四　特定の分野について，優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第５条　講師となることのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　第３条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

二　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において教諭の経歴のある者で，かつ，高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第６条　助教となることのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一　第３条各号又は第４条各号のいずれかに該当する者

二　修士の学位（医学を履修する課程，歯学を履修する課程，薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については，学士の学位）又は学位規則第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三　特定の分野について，知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第７条　助手となることのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　学士の学位又は学位規則第２条の２の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

二　短期大学士の学位若しくは学位規則第５条の５に規定する短期大学士（専門職）の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）又は準学士の称号（外国におけるこれに相当する称号を含む。）を有する者

（教授等の数）

第８条　基幹教員であって専門科目を担当する教授及び准教授の数は，一般科目を担当する基幹教員数と専門科目を担当する基幹教員数との合計数の二分の一を下ってはならない。

（選考）

第９条　教員の選考は，校長が行うものとする。

２　教員の選考は，原則として公募とする。ただし，昇任及び配置換の場合は，公募によらないことができる。

３　教員を公募する場合は，校長は，当該学科長と協議の上，職名，専門分野，応募資格，その他必要事項の基本方針について定める。

４　教員の選考は，採用選考にあっては，書類による審査及び面接等による審査を行うものとし，昇任選考にあっては，書類による審査及び必要に応じて面接による審査を行うものとする。

５　校長は，教員の選考にあたって，採用候補者の選出及び昇任候補者の審査を人事委員会に付託するものとする。

６　教員の選考基準は，設置基準に定めるもののほか，校長が別に定めるところによる。

（採用の選考の申し出）

第１０条　各学科長は，欠員が生じた場合，校長に教員の採用選考を申し出るものとする。

（人事審査会の設置）

第１１条　人事委員会は，教員の採用選考を行うため人事審査会を設置する。

２　人事審査会は，次に掲げる事項を審査する。

一　人物及び健康状態に関すること。

二　資格に関すること。

三　本校での教育能力に関すること。

四　専門分野での研究業績に関すること。

五　本校での教育研究への意欲等に関すること。

（書類による審査）

第１２条　人事審査会は，応募者に次の各号に掲げる書類を提出させ審査するものとする。

一　履歴書（写真貼付）

二　研究業績一覧（著書，論文，研究発表等に区分）

三　主要論文の別刷

四　高専教育や学生指導に関する抱負
五　課外活動に関する指導の希望及び抱負
六　その他必要とみとめられる調書
２　人事審査会は，書類審査の結果，採用候補適任者３名程度に順位を付したものを書面で人事委員会に報告するものとする。
（採用候補適任者の選考）
第１３条　人事委員会は，人事審査会の審査結果報告を総合的に判断し，採用候補適任者を選考する。
（面接等による審査）
第１４条　校長は，人事委員会の選考結果を受け，採用候補適任者に面接及び模擬授業により審査を行うものとする。
２　前項の審査は，次の各号に掲げる者が行うものとする。
一　校長
二　副校長
三　当該学科長及び学科長が指名する当該学科教員
四　その他校長が必要と認めた者
３　校長は，面接等による審査の結果を人事委員会に報告するものとする。
（採用候補者の選出）
第１５条　人事委員会は，第１３条及び第１４条第３項の結果報告を総合的に判断し，採用候補者を選出するものとする。
（昇任の選考の開始）
第１６条　校長は，学内において教員の昇任選考の必要が生じたときは，各学科長に昇任候補者の推薦を求めるものとする。
（昇任の選考）
第１７条　人事委員会は，教員の学内昇任選考を行うため学内昇任審査会を設置する。
２　学内昇任審査会は，次に掲げる事項を審査するものとする。
一　人物及び健康状態に関すること。
二　資格に関すること。
三　本校での教育能力に関すること。
四　専門分野での研究業績に関すること。
五　本校での教育研究への意欲等に関すること。
六　学校運営に関すること。

七　学生生活指導及び社会活動に関すること。

（書類による審査及び面接による審査）

第１８条　学内昇任審査会は，昇任候補者に次の各号に掲げる書類を提出させ審査するものとする。

一　経歴書

二　教育研究業績書

三　これまでの取組内容

四　本校の発展に向けた貢献の抱負

五　その他必要と認められる調書

２　学内昇任審査会は，必要に応じて面接により審査を行うものとする。

３　学内昇任審査会は，書類による審査及び面接等による審査の結果を人事委員会に報告するものとする。

（昇任候補者の審査）

第１９条　人事委員会は，第１８条第３項の結果報告により判断し，昇任候補者の適否を審査するものとする。

（採用候補者等の決定）

第２０条　校長は，人事委員会の審議に基づき，採用候補者及び昇任候補者を決定するものとする。

（配置換の選考）

第２１条　公募によらない配置換の選考については，昇任選考に準じて取り扱うものとする。

（その他）

第２２条　この規程に定めるもののほか，教員の選考に関し必要な事項は，校長が別に定める。

附　則

１　この規程は，令和２年４月１日から施行する。

２　香川高等専門学校教員選考規則（平成 21 年 10 月 1 日制定）は廃止する。

附　則

この規程は，令和７年９月４日から施行する。